

確定版（公開用）

第7期 第6回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第6回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成29年5月16日（火）午後6時30分から午後7時50分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長 （委員）稲川委員、松本委員、植木委員、森委員、板橋委員、戸部委員 （傍聴者）なし
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの審議内容の確認とまとめについて <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 席次表</p> <p>3 これまでの審議内容について</p> <p>4 前回議事録の確定版</p>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>なお、本日の傍聴希望者はなし。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>定刻となったので開会する。本日の出席者は8名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。</p> <p>委員長</p> <p>それでは議事にしたがって進めたい。</p> <p>今回は自治基本条例の趣旨が、どんな事業に反映されているのかとい</p>

ったことを、実際の事業を紹介しながら、ご説明させていただいたが、本日は、前回の会議で説明が不十分だったものの補足説明と、これまでに行った5回の審議内容について振り返り、皆さんの率直なご意見ご感想を伺いたい。また、今後の進め方についても、ご意見等あれば伺いたい。

それでは説明を事務局からお願いしたい。

事務局

それでは、前回ご質問がございました公益通報保護法と、パブリック・コメント手続き、市長への手紙、住民監査請求についての補足説明をさせていただきます。

まず、公益通報保護法についてであるが、公益通報保護法の目的は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るものである。

同法の第3条には、公益通報者が、一定の要件を満たす公益通報をしたことを理由とした解雇の無効、第4条には労働者派遣契約の解除の無効、第5条には降格、減給、不利益な配置変更、契約内容の変更、その他不利益取扱いの禁止などが定められている。

また、同法では、通報先として、事業者内部、行政機関、その他の事業者外部の3つが定められており、本市において受け付ける公益通報には、「内部通報」と「外部通報」の2種類がある。

「内部通報」とは、「公益通報者として職員、市の契約先の労働者及び市民等は、他の職員が行政上の違法な行為を行い、又は行なおうとしている事実を知り得た時は、本市に内部通報することができる」としたもので、一方「外部通報」とは、「市以外の外部の労働者は、その従事する労務提供先又はその役員、従業員等に通報対象事実が生じている旨を、当該通報対象事実について「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」として本市が通報を受け付けるもの」としたものであり、本市が誤って上記権限を有しないにも関わらず通報を受けた場合は、法第11条に則り遅滞なく処分等の権限を有する他の行政機関を教示するものである。

本市においては、「内部通報」「外部通報」とともに、これまで公益通報を受けた事例はない。

続いて、パブリック・コメント手続きについてであるが、市が基本的

な政策等の策定を行う場合に、事前にその案を公表して市民のみなさんからのご意見等を募集し、寄せられたご意見等を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きである。平成27年度から現在までに23件行っており、55名205件の意見提出があった。条例（案）や計画（案）に対して募集を行っており、表記の一部修正や追記による対応をしている。修正等ない場合においても、全ての意見に対して、市の考え方、説明等を行なっている。パブリック・コメントの意見募集結果はホームページで公開している。

続いて、市長への手紙についてであるが、郵便、Eメール、FAXで提出ができる。提案については、市長が直接拝見し、関係部局と検討のうえ、市政運営の参考とさせていただいている。平成28年度は530件提出があった。この市長への手紙を受けて、市内神社で開催された催事情報を埼玉県公式サイトに掲載したり、本市ホームページにおいて、連絡先を記載している部分には、受付や開庁時間を記載するようにしたなどの事例がある。市長への手紙も、個人情報等の関係で公開できないものもあるが、パブリック・コメントと同様に質問に対する回答をホームページで公開している。

続いて、住民監査請求についてであるが、市民が、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為や怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を請求できる制度である。監査委員は、監査の結果を公表し、請求に理由があると認めるときは、市の執行機関又は職員に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。住民監査請求ができるのは、個人、法人を問わず、市内に住所があるかたとなる。自治基本条例施行後から、住民監査請求結果をホームページ上で公開しており、公開から現在まで19件請求があった。

委員長

パブリック・コメント手続きについて、件数は過去に比べて増えているのか。それぞれの質問に対しては、適切に回答し、適宜市民に公表しているという認識でよいか。

事務局

過去の件数についてはわからないが、回答し、個人情報等ないものは公表している。

委員長

他に質問が無ければ、これまでの審議内容のまとめについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局

前回、自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みについてご説明させていただいたが、本日は、第7期のこれまで5回の審議内容の確認とまとめとさせていただきます。

第1回委員会の審議内容についてであるが、自治基本条例についてと諮問内容の説明をさせていただいた。

まず自治基本条例についてであるが、自治基本条例には色々な定義があり、まちづくりの規定を中心に定めているところがあれば、市民の権利及び責務、市政への参画や協働に関する事、行政側には、市の役割と責務、市政運営の基本事項を定めた最高規範としているところが多くある。

この条例の意義としては、第一に住民自治の拡大と地域の個性の醸成であり、効果として期待されるのは、市民が市政の意思決定へ関与できることである。

自治基本条例の特徴として大きく分類すると、「理念型」「住民自治拡充型」「政策指針型」になり、本市をはじめ、県内自治体の多くは、「理念型」と「住民自治拡充型」の統合型となっている。

続いて、これまでの諮問内容であるが、今回が第3回の諮問となっている。

平成21年12月の第1回は、「条例の運用状況と啓発について」という諮問がなされた。この諮問に対して、委員会では、審議するに当たり、自治基本条例が理念的・抽象的な条例であるため、具体的な運用を直接的につなげることが難しいとの意見があり、個別のテーマを設けて、運用状況を検証することとした。そのため、平成22年から24年の間に、毎年1つテーマを設け、答申を行った。平成22年には、「情報公開、行政手続、行政組織」について、平成23年には、「市の懲戒・自治会関連施設」について、平成24年には、「危機管理」について、これら、3つのテーマで検証を行い、結果として、いずれについても、条例の運用状況は適正であり、啓発については広報等に努める、という内容の答申がなされた。

次に、平成24年12月の第2回は、「自治基本条例の見直しの可否」および、「自治基本条例運用推進委員会のあり方について」という諮問が

なされた。審議の結果、平成26年7月に、見直しについては、必要なし、委員会のあり方については、委員の任期を2年から4年にあらため、じっくりと検討を要する、との答申がなされた。

そして、平成27年12月、今回、第3回として、「自治基本条例の見直しの可否について」諮問がなされた。委員会で協議した結果、「条例の条文そのものには特段改正する条項はない」との答申が以前に一度出ていることから、現時点では答申が急務でないとの判断に至り、期限までの4年間という時間をかけて、じっくりと議論していくとの考えでまとまった。

続いて第2回委員会の審議内容についてであるが、川口市自治基本条例の策定の経緯についてと、川口市自治基本条例運用推進委員会について説明をさせていただいた。自治基本条例の策定の経緯についてであるが、大きな理由としては2つ挙げられる。平成12年に「地方分権一括法」が施行され、国と自治体が対等・協力の関係になった。これに伴い、地域の実情にあった独自のまちづくりを行う必要性が増したことで、自治体の条例や施策のよりどころが必要となり、「自立した自治体運営の根拠」として、自治基本条例が必要になったということが1つ目の理由となっている。

2つ目の理由として、本市は伝統的に町会や自治会などを中心としたコミュニティ活動が盛んなところだといわれており、行政への市民参加やNPOと行政との協働によるまちづくりのしくみが必要になったことや、核家族化や生活様式の多様化、個人のプライバシーへの配慮などから、地域における連帯意識が弱くなってきている傾向がある状況において、市民自らが、市政に参加する仕組みを整備することで、市政への市民参加、市と市民、また、市民同士の協働のしくみとしての自治基本条例が必要になったことがあげられる。

本市における策定状況であるが、学識者、市議会議員、公募の市民の方で構成された総勢50人からなる自治基本条例策定委員会を設置した。中でも公募の市民の方が25人と半数を占めており、策定の段階から市民の積極的な参加があったことが特徴である。策定までに、1年8ヶ月の時間をかけ、平成21年3月議会の議決を経て、平成21年4月1日に施行された。

続いて、第3回委員会の審議内容についてであるが、第2回の内容を受けて、委員の皆さんが条例を読み込み理解することも必要ではあるが、自治基本条例は理念的な条例であるため、条文を読み込むよりも、日頃の生活実態のうえで問題となっている事柄などが、もれなく条例におい

て想定されているかを確認してはどうかという提案があり、皆さんが日頃感じている課題や疑問などからご意見を伺った。

委員の皆様から挙げていただいた意見には、福祉関係、町会関係、市民に関する定義についてなど様々あったが、その中で特に多かったのは、困った時どこに相談したらいいのかわからないという意見であった。また、理念的な条例であるがゆえに、条例の改正や加筆する必要性はあまり感じられないとのことであった。

続いて、第4回委員会の審議内容についてであるが、第5次川口市総合計画を素材に自治基本条例を評価する為に、第5次川口市総合計画について説明をさせていただいた。

計画策定の背景や総合計画の構造など、一般的なことも含めて「総合計画とは」ということについてご説明させていただいた。基本構想で掲げた6つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を定めた単位施策、そしてこの施策の進捗を図る目標指標について、それぞれご説明させていただいた。

また、自治基本条例と総合計画の位置関係についての質問があり、本市においては、自治基本条例の主旨を、最大限尊重すべき理念として総合計画に反映させていると回答させていただいた。

続いて、第5回委員会の審議内容についてであるが、自治基本条例の趣旨を反映した市の取り組みを具体的な事業をあげて説明させていただいた。

条文によっては具体的な事業というものが当てはまらない場合もあったが、該当するものの中から主な事業をいくつかご紹介させていただいた。例としては、第5条、「市民は、自治を実現するために、市と協働することができる」これについては、協働推進条例を所管している、協働推進課のボランティア見本市やまちはみんなでつくるものフォーラムといった取り組みがある。第6条「市民および市は、自然災害、人的災害等の危機発生に備えて、危機管理体制を整備し、訓練を進めるものとする」これについては、地域防災計画を所管する防災課の、総合防災訓練や、職員対象の災害対策本部設置訓練などの取り組みがある。第7条「市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する」これについては、市民参加条例、情報公開・個人情報保護条例を制定し、行政管理課が所管しているが、取り組みとしては、パブリック・コメントや市長への手紙があり、先ほど補足説明をさせていただいたところである。

委員長

これまでの審議内容の説明をしていただいた。その中で、自治基本条例に対して、市が尊重しているか、趣旨に沿って取り組んでいるか、そもそも自治基本条例を改善する余地があるのかなど、これまでの会議の中で感じたことを一人ずつご意見を伺いたい。

委員

時代の変化とともに適合するかどうかを見定めなければならないが、今のところ条文の見直しは必要ないと考える。市としては自治基本条例に則り施策を行っているが、市民は条例を知らなくても生活ができる。災害時などに地域と協力しなければいけないと実感し、川口市民でよかったと感じるのではないか。

委員

自治基本条例の趣旨についてであるが、感覚的には総論的なものである。あえて変更する必要もないし、策定に携わった者としては、多くの方が時間をかけて作ったものであり、簡単に変えてもらっては困る。

市民への周知についてであるが、直接身に振りかかるものではないし、普段意識しなくてもいいものであり、そういう存在でいいのではないか。いわゆる地方自治体の憲法であり、普段から憲法を意識して生活していない。何かあったときに立ち返りよりどころになればいいのではないか。

委員

まず、自治基本条例の策定はとても大変だったのだと感じた。この条例を読んで、市民よりも市の職員に直接影響があるように感じた。この条例には、例えば納税などの義務は記載されていないが、記載していいのかいけないのか判断できない。

委員

自治基本条例の内容について、この委員会で詳しく勉強できたが、見直しの可否についてはまだ判断できない。

委員

前回の答申のとおり、現時点で見直しの必要はないと思う。答申の期限まで2年以上あるので、じっくり時間をかけて答申を出せばいいのではないか。

委員

昨今政治離れが進んでいることが、自治基本条例の認知度の低さに繋がっているのではないかと。しかし、諮問は「自治基本条例の見直しの可否について」であり、認知度を上げることは諮問されていない。現時点で見直しの必要はないと思うが、任期も4年あるのでじっくり検討すればいいのではないかと。

委員長

これまで5回の委員会を開催し、手探りの中でさまざまな検証をしてきた。今後の委員会のあり方、進め方を決めるためではなく、中間的なまとめとして皆さんの意見を伺った。見直しの可否の検証に必要な情報や今後の進め方について何かあるかと。

副委員長

納税の義務について、条文に記載されていないとの意見があったが、記載したほうがよいとのことかと。

委員

記載したほうがよいかはわからないが、自治基本条例は市民が幸せに暮らすためのものであり、市の事業は税金で成り立っているため、大事なことであると思う。自治基本条例において権利は記載されているが義務は記載されていない。義務は記載するものではないかと。

委員長

義務を記載してはいけないということはない。条例策定時に、市民の権利を中心に考えられており、市に対して責務を負わせるように策定されている。

委員

自治基本条例の第1条に「市民の役割及び権利、市の役割及び責務」との表現がある。策定当時、市民にも責務があるのではないかと議論もあったが、第3条に「自治の主体としての自覚を持ち」と記載しており、ここに納税などの義務の意味をもたせている。

委員

自治基本条例における市民の中には、義務が課される者も課されない

者もいることも記載していない理由ではないか。

委員長

次回以降の委員会に向けて、検証する作業としてどんなことが考えられるか何か意見はないか。

副委員長

自治基本条例の個別条例である協働推進条例、市民参加条例、市民投票条例において、審議会はあるのか。

事務局長（企画経営課長）

市民参加条例と市民投票条例は策定委員会のみであり、現在は協働推進条例のみ協働推進委員会がある。

副委員長

協働推進条例の審議会から、親条例である自治基本条例の改正の依頼はないのか。市民参加条例は誰が見守っているのか。

事務局長（企画経営課長）

改正の依頼を受けたことはない。市民参加条例については、条例の趣旨に則りパブリック・コメント、附属機関の委員の公募、説明会、市長への手紙での意見聴取などを行い、ホームページで公開している。

副委員長

どのように運用しているかではなく、条例のあり方をどのようにしていくか見守っている機関等はないのか。市民から質問はないのか。自治基本条例には諮問により見直す機会があるが、市民参加条例には議論の場がないのではないか。

委員

市議会が監視しているのではないか。市民から意見があれば請願書や陳情書を議会に提出することもできる。

委員長

通常は実務の人たちが条例を使っていて不都合があった場合や、上司や会議、他の意見によって発議し制度を変更する。基本的には常に制度

を発展させるため意識するというよりも条例に則って執行することを意識しているのではないか。

これまでの見直しの方法は、現行の行政の取り組みに条例との齟齬があるかどうかであった。今後の議論の方法としては、今現在問題があるかどうかではなく、将来的にはどうなのかという観点で、他市の条例・規定と比べるという方法もある。

副委員長

もう少し視野を広げて他の自治体の動向と比較するのもいいが、まずは川口市の中で、見守り機関がない個別条例について議論できるのではないか。

委員長

市民参加条例と協働推進条例がどういう制度なのか、条例について具体的にどんな活動をしているのかということと、川口市と基本的な設計思想が同じ他市の自治基本条例の中で、どんな表現をしているかを整理してそれを参考に検証するというやり方が考えられる。

副委員長

市民参加条例と協働推進条例の説明については、条例を進める中での意見、使い勝手の良さなどについて考えられることはあるか、なければない理由なども教えていただきたい。

事務局長（企画経営課長）

市民参加条例と協働推進条例について、各々所管課がいるので確認、調整して説明させていただく。

委員長

それでは、ただいまの観点からの資料作成と説明を次回にお願いしたい。

本日の議事はここまでとしたいが、他に何かあるか。

－ 委員からなし －

委員長

それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。

	<p>事務局（企画経営課長）</p> <p>事務局から次回以降の日程について、事務連絡をしたい。</p> <p>次回は、10月5日（火）、次々回は年が変わった平成29年2月6日（木）、開始時間も場所も今回と同じ、午後6時半から中央ふれあい館の特別会議室となる。</p> <p>今年度は、あと2回予定しているが、審議状況によって変更となる場合もあり、その点についてはご了解いただきたい。</p> <p>事務局からは以上である。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、ただいまの件と、その他で委員会から何かあるか。</p> <p>－ 委員からなしの声 －</p> <p>委員長</p> <p>それでは本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後7時50分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>次回日程</p>	<p>平成29年10月5日（木）場所は 中央ふれあい館 特別会議室</p>